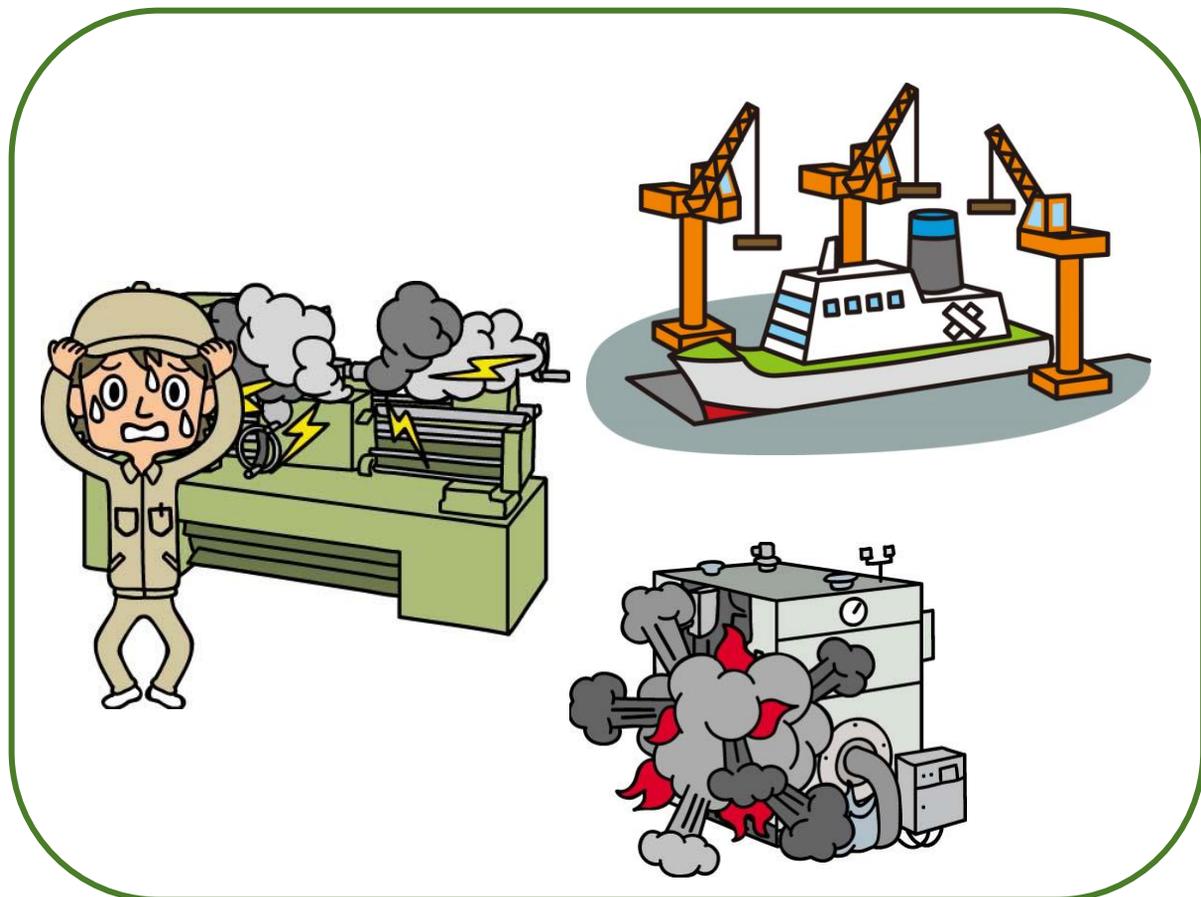


2023年度

日本船用工業会・団体請負業者賠償責任保険制度
ご加入のおすすめ



団体PL保険とは別に当保険への単独でのご加入も可能です！

保険期間	2023年12月1日午前0時～2024年12月1日午前0時
加入方法	加入申込票をご記入のうえ、当会へご提出ください。

一般社団法人 日本船用工業会

事務幹事代理店
引受保険会社

AIGパートナーズ株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

もくじ

・一般社団法人日本船用工業会団体請負業者賠償責任保険制度概要……………	1
・団体請負業者賠償責任保険の内容（詳細）について……………	3
・保険料……………	7
・加入手続き……………	8
・請負業者賠償責任保険関連事故処理チャート……………	9
・注意していただきたいこと……………	10
・重要事項のご説明……………	11

はじめに

当会では、「製造物責任法」（通称PL法）の施行を受けて、製品引渡し後の製造物に起因して第三者に人的・物的損害を発生させた際の法律上の損害賠償責任を補償する団体PL保険（以下、PL保険）を平成8年7月に創設し、皆さまにご利用いただけてきました。PL保険は製品引き渡し後に発生した損害を対象とする保険ですが、造船所等における作業中に発生した損害が補償の対象とならないことから、この度これを対象とする「請負業者賠償責任保険」（以下、本保険）を新たに団体として設けることといたしました。

本保険は船用工業製品の製品引渡し前の据付・設置作業中や製品の修理作業中のミスにより、第三者に人的・物的損害を発生させてしまった際の法律上の損害賠償及び弁護士費用等を補償するものです。

製品引渡し後の製造物に起因する損害賠償責任を補償するPL保険と併せてご加入いただくことにより、国内においては製品引渡し前から製品引渡し後まで一貫した補償を受けることが可能となります。

当会会員企業では、安全管理に日頃より十分なお留意をいただいておりますが、各種工事等による作業は危険を伴うことから、本保険へ加入することにより被害者への対応を素早く行えることや企業イメージの損失を抑えることが期待できることから有効な対応策であると考えております。

保険料は、団体として加入することによるスケールメリット及び船用分野におけるPL保険の損害率の低さなどの実績による当会会員企業の信頼性が高いこと等、業界の実態を反映し一般に販売されている同様の商品よりも団体制度として有利な内容となっております。

当会といたしましては、本保険により会員企業の万が一の事故発生時の一助となるべく取り組んで参りますので、この機会に当会の本保険へご加入をご検討いただきますようご案内申し上げます。

団体請負業者賠償責任保険制度の概要

Point1

会員会社が国内で実施する船用工業製品および部品に関する請負作業（★）中に発生した事故につき補償対象となります！

（★）請負作業の対象範囲について

対象となる作業は下記の通りとなります。

■船用工業製品および部品の据付・設置作業中の事故

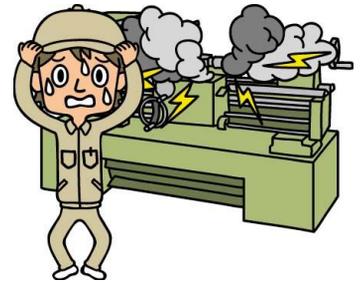
■船用工業製品および部品の改修・修理作業中の事故

ただし、これらの作業に起因して他人の身体・生命を害し、または財物を損壊した場合に、会員会社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※請負業者賠償責任保険における被保険者間の補償可否について

工事現場内における当該作業の発注者・元請業者・下請業者の使用人同士および本人の身体障害等の対人事故や、工事現場内における当該作業の発注者・元請業者・下請業者の所有物の損壊等の対物事故は、補償の対象外となります。ただし一部の対物事故については以下オプション①で復活担保可能です。

基本契約	身体障害・財物損壊共通の 支払限度額 (1事故かつ保険期間中)	免責金額 (1事故につき)
A	1億円	5万円
B	3億円	
C	5億円	
D	8億円	



Point2

**補償拡充をご希望の会員向けに
充実したオプションも用意しております！**

オプション①「管理下財物」補償

支払限度額

基本契約と同額

★支払限度額は各タイプ（A～D）共通かつ基本契約の支払限度額の内枠払いとなります

補償の内容について

補償内容は次のとおりとなります。

①支払限度額

プランによって異なりますが、基本契約と同額となります。

②管理下財物とは

基本契約においては、被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊については補償対象外となっており、そのうち下記に該当する財物について復活担保する特約です。

■被保険者が占有・使用している財物

■被保険者が直接作業を加えている財物

■被保険者が借りている財物（リース契約・レンタル契約およびその他の賃貸借契約等、契約に基づいて借りている財物は除く）

（※）ただし、被保険者が所有する財物や、保管を目的として預かっている財物、支給財物等についてはこのオプションを付帯しても補償対象外となります。

団体請負業者賠償責任保険制度の概要

Point3

**補償拡充をご希望の会員向けに
充実したオプションも用意しております！**

オプション②「求償権不行使」補償

★このオプションにご加入される場合は、事前に補償対象とする求償権不行使先の名称と住所を加入申込票に記載する必要があります。

補償の内容について

補償内容は次のとおりになります。

★「求償権不行使」補償とは、被保険者以外に賠償責任を負担すべき方がいるときでも、そのうちご契約時に求償権不行使先として設定された方に対しては求償権を行使しない補償です。（下記図ご参照ください）

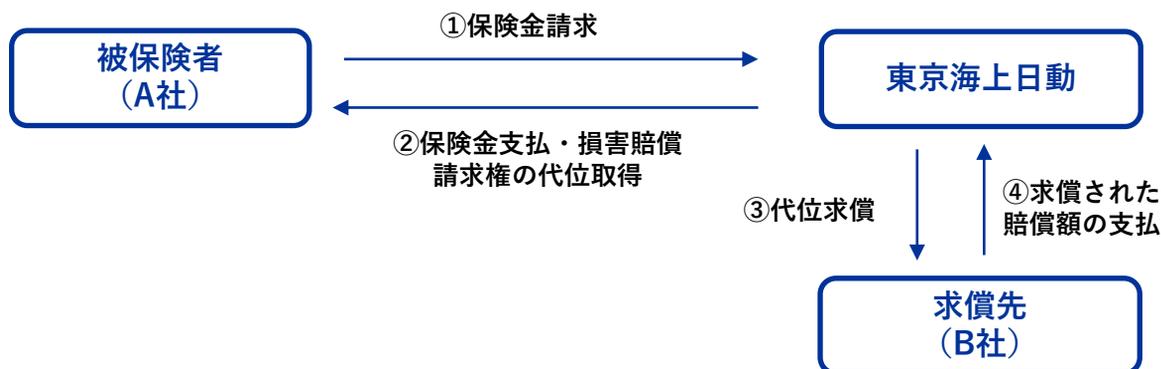
万一被保険者（A社）にて事故が発生した場合、当社は被保険者に対して保険金を支払うのと同時に求償先（B社）に対する求償権代位により求償権を取得します。当社がB社に直接代位求償を行うことが可能となります。

求償権を放棄した場合、当社が請求権代位により求償権を取得しても、B社に対してそれを行いません。

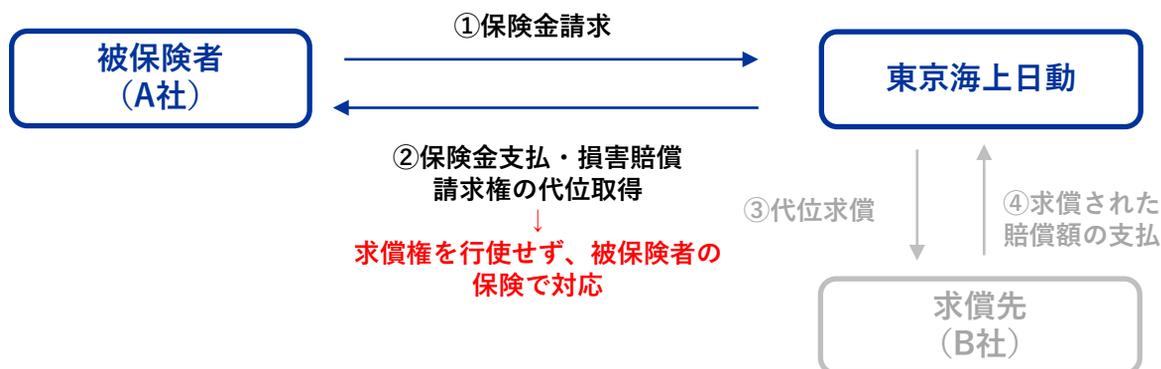
B社の責任範囲についてもA社の本保険にて対応することとなります。

例えば、顧客である造船所（求償先（B社））に対する求償権を放棄したい場合などにこのオプションを活用いただけます。

【通常の保険金請求フロー】



【求償権不行使時の請求フロー】



団体請負業者賠償責任保険の内容（詳細）について

1. 団体請負業者賠償責任保険について

- (1) 契約者：一般社団法人 日本船用工業会
(2) 記名被保険者：一般社団法人 日本船用工業会の普通会員の中で当保険に加入している会員会社（以下「会員会社」と言います。）
(3) 対象製品：会員会社が製造・販売または修理する船用工業製品及び部品とします。
（除、船外機）※オフショア関連機器も保険の対象となります。
(4) 対象となる事故：会員会社が国内で実施する(3)対象製品に関する据付・設置・改修・修繕といった請負業務作業を対象とします。
(5) 保険期間：令和5年12月1日午前0時から令和6年12月1日午前0時までの1年間
(6) 適用地域：日本国内のみ

請負賠償業者賠償責任保険普通保険約款構成は以下のとおりです。

- 賠償責任保険普通保険約款
+ 請負業者特別約款
+ 保険料に関する規定の変更特約条項
+ 原子力危険不担保特約条項
+ 専門職業危険不担保特約条項
+ 汚染危険不担保特約条項
+ 石綿損害等不担保特約条項
+ サイバー攻撃危険不担保特約条項
+ その他の特約条項



2. 保険の内容について

この保険は、会員のみなさまが請け負った船用工業製品に関する据付・設置・改修・修理作業に起因して保険期間中に日本国内において生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および争訟の解決のために要した費用等をお支払いします。

対象となる作業は国内で実施した作業のみとなります。

《用語の解説》 ※詳細は約款をご参照ください

記名被保険者	被保険者のうち、この保険契約において保険証券の記名被保険者欄に記載された法人（会員企業）をいいます。
被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。 ①記名被保険者・その下請負人の使用人、 ②記名被保険者・その下請負人の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関（役員等）（記名被保険者・記名被保険者の下請負人が法人の場合）がこれに当たります。
身体の障害	傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡
財物	有体物をいいます。電子データは有体物に含みません。
財物の損壊	財物の物理的損壊（滅失、破損または汚損をいいます。）
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の上限額（会員のみなさまがご加入されているプランによって異なります。）
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる法律上の損害賠償金の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

団体請負業者賠償責任保険の内容（詳細）について

3. お支払いする保険金の種類について

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等の損害賠償金（引受保険会社が被保険者に代わって対応を行う場合は、保険会社から請求者へ直接お支払いします。）
②訴訟解決のための諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ○損害賠償に関する訴訟について支出した訴訟費用、弁護士費用等の費用 ○引受保険会社の要請により、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した妥当な費用 ○訴訟において要求される上訴ボンド・差押ボンドの保証料 （上訴する場合、あるいは敗訴時に差押を解除するための保証料） ○その他、応急手当等の費用 <div style="text-align: right;">  </div>

4. 主な免責事項について

- (1) 保険契約者・被保険者の故意
- (2) 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議
- (3) 地震・噴火・洪水・津波・高潮
- (4) 特別の約定により加重された賠償責任
- (5) 管理下財物に関して被保険者が負担する賠償責任
- (6) 被保険者と同居の親族に対する賠償責任
- (7) 被保険者の使用人が業務従事中に被った身体障害
- (8) 排水・排気、その他の汚染物質の流出・いっ出・漏出・放出、廃棄物の不当投棄、不適正な処理
- (9) 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用に起因する損害（放射能汚染、放射線障害等）
- (10) 石綿・石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます）の発がん性その他の有害な特性
- (11) 土地の掘削、地下・基礎に関する工事の遂行に伴って発生した土地の沈下・隆起・振動・軟弱化等による土地や建物の損壊、地下水の増減
- (12) 施設である建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み
- (13) 自動車・原動機付き自転車・航空機の所有・使用・管理
- (14) 記名被保険者等の占有を離れた商品・飲食物・施設外にあるその他の財物
- (15) 仕事の終了・引渡し・放棄の後にその仕事の結果に起因して生じた事故
- (16) サイバー攻撃
- (17) 管理下財物のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ① 記名被保険者等またはその法定代理人もしくは使用人が所有する財物
 - ② 記名被保険者等またはその法定代理人もしくは使用人がもっぱら仕事以外の目的のために使用する財物
 - ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物
 - ④ 記名被保険者等がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき借りている財物
 - ⑤ 記名被保険者等が保管施設において保管するために預かっている財物
 - ⑥ 記名被保険者等が仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物
 - ⑦ 記名被保険者等が運送を受託した貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊が作業場の内部において発生したものである場合には適用しません。

等

保険料

1. 保険料のご案内

「請負業者賠償責任保険」の加入時に申告する保険料算出のための基礎数字は以下となります。

基礎数字は、次の項目の年間の費用の合計値（製品本体価格は含めない）とします。

- ①据付・設置に関わる費用
- ②改修・修繕に関わる費用

前述の費用を算出する際の根拠となる基礎数字はつぎのとおりとします。（いずれも直近の決算期に基づく）

- ①請負契約書・注文書等による合計
- ②据付・設置、コミッションング作業等の費用が、製品本体の契約価格に含まれている場合は、人件費、日当、宿泊、交通費などの当該作業に関わる社内で管理・把握している費用の合計

※1 年間費用の発生の実績がない場合、保険料算出基礎数字は、契約締結時に「1年間の見込み値」を算出基礎として申告頂き、暫定保険料を領収いたします。

保険料算出にあたりましては、添付の「日本船用工業会団体請負業者賠償責任保険 保険料算出依頼書」を日本船用工業会までFAXまたは郵送等により送付願います。

保険料は、事務幹事代理店であるAIGパートナーズ(株)より直接回答いたします。

2. 保険料の精算

保険契約締結時に保険料算出基礎数字に基づいて保険料を算出します。ご加入に際しては、加入依頼書と同時に配布しております「保険料算出基礎数字申告書」をご提出ください。

保険期間終了後の保険料精算は行いません。なお、ご申告いただいた保険料算出基礎数字が不足していた場合は、不足分の割合により保険金を削減してお支払いしますので、ご注意ください。

※1の場合は、保険期間終了後に「確定の基礎数字」を申告頂き、確定精算を行います。

3. 保険料例

目安として以下をご参照ください。

	例1		例2	
	①据付・設置に関わる費用	②改修・修繕に関わる費用	①据付・設置に関わる費用	②改修・修繕に関わる費用
	50,000,000	500,000,000	6,000,000	80,000,000
Aタイプ (LL1億円)	269,000	1,995,430	54,230	453,140
Bタイプ (LL3億円)	352,000	2,576,330	76,960	585,750
Cタイプ (LL5億円)	399,500	2,904,880	80,540	660,840
Dタイプ (LL8億円)	449,000	3,246,620	90,510	738,950
★オプション「管理下財物損壊担保特約」をセットされる場合には、別途、基本保険料の20%を割増				
★オプション「求償権不行使特約」をセットされる場合には、別途、基本保険料の5%を割増				
※管理下財物特約、求償権不行使特約をいずれも付帯する場合には、				
管理下財物特約の特約保険料も含めた保険料合計に5%を乗じたものを求償権不行使特約保険料とします。				
★各タイプの最低保険料は50万円となります。(①②の合計)				

※支払い限度額は主契約と特約との合算となります。

※尚、特約を付帯した場合でも支払い限度額は変わりません。

加入手続き

1. 加入申込み

- (1) ご加入を希望される場合は、「保険料算出依頼書」にご記入のうえ、本紙を下記期日までに日本船用工業会へ郵送でご送付ください。その後、AIGパートナーズより見積書をご送付申し上げます。見積書の内容をご確認いただき、ご加入頂けます場合は、「日本船用工業会団体請負業者賠償責任保険加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、下記期日までに日本船用工業会へ郵送で本紙をご送付ください。

※団体PL保険にご加入されていない場合でも、請負業者賠償責任保険単独でのご加入は可能となります。

算出依頼書提出締切日：2023年10月31日(火) (日本船用工業会に必着)

加入申込票提出締切日：2023年11月17日(金) (日本船用工業会に必着)

保険料振込締切日：請求書記載の日(日本船用工業会に必着)

保険期間：2023年12月1日午前0時～翌年12月1日午前0時まで

加入申込票提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 (虎ノ門東洋共同ビル5階)

一般社団法人 日本船用工業会 業務部

FAX：03-3591-2206

- (2) 日本船用工業会にて審査の後、日本船用工業会から保険料の請求書をご送付いたします。
- (3) 日本船用工業会から送付された保険料請求額を**11月30日(木)**まで日本船用工業会へお振込ください。保険料の払込方法は現金でご加入と同時にその全額を払い込む一時払となります。(振込先は以下のとおりです。)

三菱UFJ銀行 本店

口座：(普通) 7638229

口座名義：一般社団法人日本船用工業会

2. 中途加入する場合について

保険期間の途中で加入される場合は、加入される月の前月5日までに「日本船用工業会団体請負業者賠償責任保険加入申込票」を提出し、請求書記載の日までに保険料のお振込をお願いいたします。なお、中途加入の場合の保険料の算出は、上記手続きの翌月1日を以て行い、加入期間中の見込み基礎数字に応じた金額となります。

3. 連絡先一覧

一般社団法人日本船用工業会 業務部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 (虎ノ門東洋共同ビル5階)

(TEL)03-3502-2041 (FAX) 03-3591-2206

(事務幹事代理店) AIGパートナーズ株式会社 法人東京営業部 (担当：長沼秀昭)

〒163-0813 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル13階

(TEL) 03-5325-6430 (FAX) 03-3342-4588

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 船舶営業部 営業第三課

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア EAST18階

(TEL) 03-5223-3222 (FAX) 050-3385-5773

請負業者賠償責任保険関連事故処理チャート

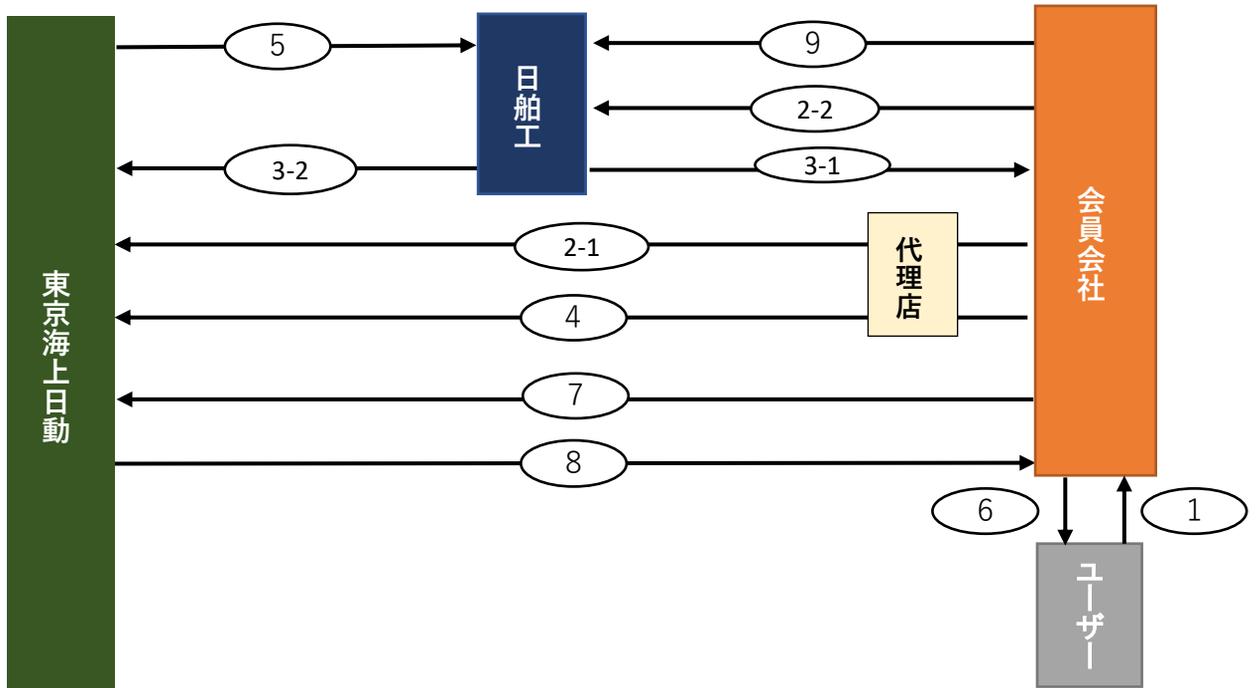
★事故発生時の連絡について★

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求をなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに下表の事項をご連絡ください。（「事故報告書」にてご報告いただきますよう、お願いいたします。）

(1)	損害賠償請求または損害賠償請求をなされるおそれのある事実を最初に知った時の状況
(2)	申し立てられている行為、またはそのおそれがある行為（被害者連絡先も併せてご連絡ください。）
(3)	原因となる事実（①事故発生日時 ②事故発生場所 ③事故発生原因 等）

事故が発生した場合

- ① 会員会社へ事故発生時の連絡が入る。
- ②-1 会員会社は、事故の詳細を調査して保険会社に連絡してください。
- ②-2 会員会社は、日本船用工業会にもその概要をご連絡お願いいたします。
- ③-1 日本船用工業会は、事故の概要等についてできる限りその詳細を把握するため、会員会社との連絡体制を構築します。
- ③-2 日本船用工業会は、事故の概要を把握した上で、保険会社との事前調整を実施し、その結果を会員会社に連絡します。
- ④ 会員会社は、保険会社との間で保険の適用等について協議してください。この場合、当会は会員会社の要請に応じ、会員会社と協力して協議に参加します。
- ⑤ 保険会社は、日本船用工業会に保険適用の可否について説明、報告を行います。
- ⑥ 会員会社は、お相手方との間で示談を行ってください。
- ⑦ 会員会社は、保険会社へ保険金請求書を送付します。
- ⑧ 保険会社は、確認を行い、保険金をお支払いします。
- ⑨ 会員会社は、①～⑧の手続きがすべて終了した場合には、日本船用工業会にその旨を報告してください。



注意していただきたいこと

※(P11～記載の賠償責任保険重要事項説明書も併せてご覧ください)

◆団体契約について

本団体請負業者賠償責任保険の契約者は一般社団法人日本船用工業会であり、記名被保険者は会員会社となりますが、各種手続・補償等は、この「ご加入のおすすめ」記載内容に基づきますので、被保険者は内容を必ずご確認ください。

◆加入者証について

加入者証が届くまでの間、加入申込書の控えを保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。引受条件（支払限度額、免責金額の設定）も併せてご確認ください。支払限度額とは、保険金をお支払する限度額をいいます。

免責金額は、保険金としてお支払する1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の事故負担となる金額をいいます。ご加入のタイプごとに異なりますので、改めてご加入タイプをご確認ください。

◆代理店の業務について

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

◆最後に

この保険は、一般社団法人日本船用工業会を契約者とし、会員会社を記名被保険者とする請負業者賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人日本船用工業会が有します。

このご案内書は、請負業者賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。請負業者賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡しをしております保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

次項以降は、保険会社の重要事項説明書となりますので、ご一読ください。

賠償責任保険 重要事項説明書

※申込書等への署名または捺印は、この書面の受領印をかかえています。

本紙は、賠償責任保険の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者(補償を受けることができる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。

ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

マークの
ご説明



保険商品の内容をご理解
いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(1) 保険契約の構成

対象とする仕事、生産物、施設などの種類に対応する特別約款および特約条項が「賠償責任保険普通保険約款」にセットされることによって一つの保険契約を構成します。

(例) 請負業者賠償責任保険の場合: 賠償責任保険普通保険約款+請負業者特別約款+各種特約条項

(2) 示談交渉サービスはありません。

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 基本となる補償、お支払いする保険金等

① 基本となる補償

■ 保険金をお支払いする場合

被保険者が、他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※主な賠償責任保険について記載しています。詳細は、「保険約款」をご確認ください。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接・間接を問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①ご契約者または被保険者の故意
- ②他人との特別な約定により加重された賠償責任
- ③被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利(所有権等)を有する者に対して負担する賠償責任(他人から借りたり預かったりした物を壊した場合の賠償責任等)
- ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(死亡を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑤汚染物質(人体・生物に有害な物質等)の排出・流出・いっ出・漏出(汚染危険不担保特約条項による免責事由)
- ⑥石綿またはその代替物質等の発がん性その他の有害な特性(石綿損害等不担保特約条項による免責事由)
- ⑦地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑧戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議 等

※ここでは主な場合のみを記載しています。保険金をお支払いできない場合については特別約款の種類等によって異なりますので、詳細は、「保険約款」でご確認ください。

② お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

※上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、お支払いの限度となります。

※上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)

ただし、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、上記②の争訟費用については、「支払限度額=法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

※上記③・④の費用については、特別約款の種類等によっては、保険金のお支払対象とならない場合があります。

※詳細は、「保険約款」でご確認ください。

③ 主な特約

この保険契約には、「保険料に関する規定の変更特約条項」が自動的にセットされるほか、特別の条件を定める特約条項がセットされることがあります。その内容は契約ごとに異なりますので、詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 支払限度額・免責金額の設定

支払限度額および免責金額については、次の点にご確認ください。

(1) 支払限度額の設定

被害者1名あたり、1事故(1請求)あたりの支払限度額および特別約款の種類によっては保険期間を通じての支払限度額を設定していただけます。

(2) 免責金額の設定

1事故(1請求)あたりの免責金額を設定していただけます。損害の額が免責金額を超過する場合に、その超過額のみが保険金お支払いの対象となります。

※支払限度額、免責金額の設定方法は、特別約款の種類等によって異なりますので、詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は、原則として1年間^{*1}とします。

弊社の保険責任は、始期日の午後4時^{*2}に始まり、満期日の午後4時に終わります。

*1 特別約款の種類やご契約内容によっては1年未満の短期契約や1年超の長期契約が可能な場合もあります。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

*2 申込書またはセットされる特約条項に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻から開始します。

※実際にお客様のご契約される保険期間については、申込書にてご確認ください。

【損害賠償請求ベースの契約について】

- 一部の特別約款または「損害賠償請求ベース特約条項」がセットされた契約では、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を受けた事故を保険金お支払いの対象としています(損害賠償請求ベースの契約)。
- 事故発生から数年後に損害賠償請求がなされるケースなど、被保険者が実際に損害賠償請求を受けた時が属する契約年度が、その原因となった事故(他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したこと)が発生した契約年度と異なるケースがあります。このため、保険契約の更新をやめたり損害賠償請求ベースではない種類の保険に契約を切り替えたりした場合は、その時以降に損害賠償請求を受けたケースが保険金のお支払対象とならないおそれがありますので、ご注意ください。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、特別約款の種類、支払限度額、免責金額、保険料算出基礎数字(売上高等)、過去の損害発生状況などによって決定されます。

※保険料算出基礎数字(売上高等)については、数字を確認できる公的資料や客観的資料等のご提出をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

※実際にお客様にお支払いいただく保険料については、申込書にてご確認ください。

② 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、ご契約時に全額をお支払いいただく「一時払」と、複数の回数に分けてお支払いいただく「分割払」があります。「分割払」の場合は、保険料が増えることがあります。

※具体的な保険料の額や、お選びいただける払込方法等、詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

特別約款の種類やご契約内容によって保険期間終了後に「保険料の確定精算」が必要となる場合があります。確定精算の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 契約締結時

見込みの保険料算出基礎数字(売上高、費金、入場者数、完成工事高等)に基づいて算出した保険料を「暫定保険料」としてお支払いいただけます。

※暫定保険料についても「分割払」をご利用いただけます。

(2) 保険期間終了後

●保険期間中の実績に基づき、確定の保険料算出基礎数字をご申告いただけます(数字を確認できる公的資料や客観的資料等のご提出につき、ご協力をお願いします。)

●確定の保険料算出基礎数字に基づいて算出した「確定保険料」と既にお支払いいただいている「暫定保険料」との過不足を精算させていただきます(確定保険料が、契約締結時に定めた最低保険料を下回る場合は、暫定保険料と最低保険料の差額を返還します。)

※所定の特約条項をセットすることにより、保険料の確定精算を不要とする取扱いができる場合があります。確定精算手続の詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

※確定精算の方法が上記と異なることがありますので、詳細は、「保険約款」でご確認ください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、保険証券に記載の払込期日までにお支払いください。

(2) 保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に支払いください。

※払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

※保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を徴収する前に生じた事故等による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2 クーリングオフ

■ クーリングオフできる場合

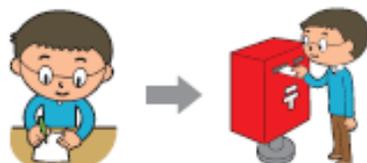
保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、ご契約の申込日または本書面の受領日いずれが遅い日から起算して8日を経過するまでであれば、ご契約の撤回・解約(クーリングオフ)を行うことができます。

●既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

■ クーリングオフの方法

上記期間内に、弊社宛に必ず郵送(記入例ご参照。8日を経過するまでの消印有効。)または弊社ホームページ経由(www.tokiomarine-nichido.co.jpご参照。8日を経過するまでの発信日有効。)でご通知ください。

❗ご契約の代理店ではクーリングオフのお申出を受けることはできません。



*1 申込書控の右上に記載しております。

*2 保険料領収証の右上に記載しております。
証券番号が不明の場合にご記入ください。

《記入例》

郵便はがき □ 012-0604 東京海上日動火災保険株式会社 クーリングオフ受付係 行	福岡県福岡市博多区御供所町3-1-21 大博通リビジネスセンター2階 表海上日動事務アウトソーシング(株)内
下記の保険契約を クーリングオフします。	申込人住所 (印) 氏名 () 電話 自宅 () 勤務先 () ・申込日: ・保険種類: ・証券番号*1: (領収証番号*2:) ・ご契約の営業店: ・ご契約の代理店:

■ ご返金について

クーリングオフされた場合、既にお支払いいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、代理店または弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

① ご契約を解約される場合は、保険期間の始期日からご契約の解約日までの期間に相当する保険料を、日割りでお支払いいただくことがございます。

■ ① クーリングオフできない場合

次のご契約はクーリングオフできませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)
- 通信販売特約条項により申し込まれたご契約 等

3 補償の重複に関するご注意



- (1) 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- (2) 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務



- ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「通知等変更特約条項」が付帯されたご契約の場合は、ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2 解約される場合



ご契約の解約については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

解約時に解約返れい金をお支払いする場合があります。

※ご契約内容や解約の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。

※返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

※ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

IV その他ご留意いただきたいこと

① 個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

② ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1) ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
- (2) ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていった場合は、ご契約は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、弊社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

③ 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人^{*1})またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

*1 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

④ 先取特権

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
 - ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

⑤ その他契約締結に関するご注意事項

- 代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
過剰の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続の経緯について確認させていただきます。

⑥ 事故が起こったとき

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) 示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
 - ③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
 - ④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等)
 - ⑧ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

⑦ 付帯サービスの利用規約について

サイバーリスク保険にご加入の方は、「緊急時ホットラインサービス」をご利用いただけます。本サービスは、お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用窓口(フリーダイヤル)で対応方法に関するアドバイス等のご支援を実施するサービスです。本サービスの詳細は、「緊急時ホットラインサービス利用規約」(www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/baiseki/cyber/service.html)をご確認ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-720-110

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶

